

## 徳島県外における子どもの予防接種と接種費用の助成について

吉野川市では、下記対象者が、県外の医療機関で「子どもの定期予防接種」を受けられる場合、接種費用の一部助成（市が定める金額）を行っています。

助成を受けるには、市役所健康推進課で手続きをし、吉野川市が発行する「定期予防接種実施依頼書」の交付を受ける必要があります。

※「定期予防接種実施依頼書」の交付を受けないで接種すると**全額自己負担**になります。

※助成対象期間には制約があります。詳細については健康推進課へ問い合わせください。

### 対象者

吉野川市に住所を有する方。

■予防接種を受ける者と保護者が出産等のため県外に長期にわたり滞在している場合。

■病気等の理由により、委託医療機関以外の医療機関において通院・入院し、又は入所している場合。

■その他やむをえない特別な理由があると市長が認める場合。

### 対象となる定期予防接種

| 種類                       | 対象となる者年齢  |
|--------------------------|---|
| 四種混合                     | 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者                                  |
| 五種混合                     | 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者                                  |
| 二種混合                     | 11歳以上13歳未満の者  |
| 麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合（1期） | 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者                                 |
| 麻しん若しくは風しん又は麻しん風しん混合（2期） | 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前までの間にある者 |
| 日本脳炎（1期）                 | 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者                                  |
| 日本脳炎（2期）                 | 9歳以上13歳未満の者   |
| BCG                      | 生後1歳に至るまでの間にある者   |
| Hib感染症                   | 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者                                  |
| 小児の肺炎球菌感染症               | 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者                                  |
| ヒトパピローマウイルス感染症           | 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子             |
| 水痘                       | 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者                                 |
| B型肝炎                     | 1歳に至るまでの間にある者   |
| ロタウイルスワクチン               | ロタリックス：生後6週から生後24週までの間にある者<br>ロタテック：生後6週から生後32週までの間にある者 |

※日本脳炎：平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（特例対象となる者）については、20歳未満の間とする。

※ヒトパピローマウイルス感染症：平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女子（キャッチアップ接種対象者）については、令和7年3月31日までの接種を対象とする。

※予防接種の接種方法及び接種回数は、予防接種実施規則に基づき実施するものとする。

## 手続きと接種の手順

### 1、接種を受ける前に

- 1、滞在先の市町村で、定期予防接種ができる医療機関および依頼書の送付先（市町村か医療機関）を確認する。
- 2、定期予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号）のすべての欄に記入し、吉野川市役所健康推進課へ提出する。  
接種予定日より2週間程度の余裕をもって申請してください。

申請後、内容を審査し適当と認めるときは、希望の送付先（滞在先等）へ「定期予防接種実施依頼書（様式第2号）」を送付します。

### 2、接種を予約する

「定期予防接種実施依頼書」が届いたら、接種機関（市町村もしくは医療機関）に必ず吉野川市の定期予防接種実施依頼書を持参することを伝え予約する。  
接種当日に接種費用の支払いが必要なので、予約時に費用の確認をお願いします。

### 3、接種当日 体調が良いことを確認し、病院へ

【持参物】 定期予防接種実施依頼書、母子健康手帳、予防接種予診票（出生時に交付したもの）、接種費用（一旦全額支払い）、本市への返信用封筒（宛名を記載し、切手もご準備ください）  
接種後、領収書、予防接種の記録が記載された母子健康手帳または予防接種済証を受け取る。

### 4、予防接種費用の請求をする

定期予防接種費用助成申請書・請求書（様式第3号・5号）を健康推進課へ提出する。

#### 【添付書類】

- ア. 医療機関が発行した領収書
  - イ. 印鑑
  - ウ. 予防接種の記録が記載された母子健康手帳または予防接種済証
  - エ. 預金通帳の口座名義と口座番号が記載されたページの写し  
（申請者以外の通帳を利用する場合は委任状が必要となります）
- ※郵送でも可能ですが必ず日中連絡の取れる電話番号（携帯等）を記入すること。

予防接種費用の助成が決定したら定期予防接種費用助成決定通知書を交付し、指定の口座へ決定額を振り込みます。

## ※注意事項

- ①申請書および請求書の各様式は健康推進課にあります。
- ②吉野川市に「定期予防接種実施依頼書」を提出せずに接種した場合は、予防接種費用の助成は受けられません。
- ③助成金額は、医療機関において負担した額と吉野川市が定める額のいずれか低い方の額となります。
- ③最後の予防接種接種後6か月以内に予防接種費償還払の申請をしてください。**6か月を過ぎると申請ができなくなります。**